

令和 6 年 2 月
東 京 税 関

関 係 各 位

**日インドネシア経済連携協定におけるインドネシア発給機関の紙の原産地証明書の
発給の廃止について**

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書について、これまでインドネシア発給機関における発給の際に e-CO と紙の原産地証明書のいずれか一方が選択可能となっていました。今般、インドネシア側から紙の原産地証明書の発給を廃止した旨連絡があり、マニュアル申告又は窓口電子申告端末を利用した輸入申告における日インドネシア経済連携協定に基づく EPA 税率の適用については、本年 2 月 5 日から、インドネシア発給機関が発行する e-CO の控え（「e-Form」と印字されたもの）をご提出頂くこととしましたのでお知らせいたします。

具体的な取扱いについては、税関ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

【掲載】 税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

【問合せ先】

業務部

通関総括第 1 部門（通関手続関係）

電話：03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地証明書関係）

電話：03-3599-6527